石川県農林総合研究センター林業試験場科学研究費補助金による研究実施規程

（設置）

第１条　この規程は、石川県農林総合研究センター林業試験場（以下、「林業試験場」という。）の研究者が行う研究のうち、科学研究費補助金による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

（組織、研究を行う職）

第２条　研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

林業試験場　　森林環境部（主任研究員、研究主幹、専門研究員、研究員）
　　資源開発部（主任研究員、研究主幹、専門研究員、研究員）

（研究計画の策定）

第３条　研究者は、科学研究費補助金による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

２　当該研究計画を立案し実施する研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを林業試験場長（以下、「場長」という。）宛に提出するものとする。

（研究の実施）

第４条　科学研究費補助金による研究を行う場合は、石川県林業試験場の活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱）

第５条　研究者は、前条により科学研究費補助金により行った研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

（研究報告の義務）

第６条　科学研究費補助金による研究を行う研究者は、科学研究費補助金制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを場長宛に提出するものとする。

（管理等の事務）

第７条　科学研究費補助金の研究計画調書の取りまとめは情報普及室、補助金の経理等の事務は、管理部総務課が所掌する。

（法令等の遵守）
第８条　当試験場及び当試験場に所属する研究者は補助事業の遂行に当たり、関係法令等及び文部科学省、独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則
この規程は、平成 18 年　９月　15 日から施行する。
平成２４年４月１日改正。